

甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和6年5月の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことを申し出た場合に、育児休暇制度等の個別の周知・意向確認を行うこととします。また、3歳に満たない子を養育する職員に対しても同様に、周知・意向確認を行うこととします。

【第17条の2関係】

(2) この条例は、令和7年10月1日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

今回の改正で、育児に関する休暇制度等の周知を図り、制度を利用しやすい職場環境づくりに努めます。